

石巻市水産物地方卸売市場事業経営戦略

団 体 名 : 石巻市

事 業 名 : 水産物地方卸売市場事業

策 定 日 : 令和 6 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

※複数の市場を有する事業にあつては、市場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	昭和47年12月28日
職 員 数	職 員 4 人 会計年度職員 4 人	市場種別区分	地方卸売市場
前 回 の 移 転 又 は 再 整 備 年 度	平成27年度 (震災による新設)	次回再整備予定年度	—
広 域 化 実 施 状 況	無		
民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託	電気保安管理や廃棄物処理、浄化槽や消防設備や貯水槽、高度衛生システム、管理棟等の清掃業務など施設の維持管理業務の一部を民間に業務委託をしている。	
	イ 指定管理者制度	無	
	ウ PPP・PFI	無	

(2) 使用料形態

※取扱い種別、施設ごとの状況が分かるよう記載すること。

売上高割使用料の 概 要 ・ 考 え 方	(売上高割合使用料:月額) 石巻市水産物地方卸売市場条例で、卸売業者市場使用料は、卸売金額の1,000分の5に1.1を乗じた額と定め ている。	
施 設 使 用 料 の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし	
使用料改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 17 年 4 月 1 日	

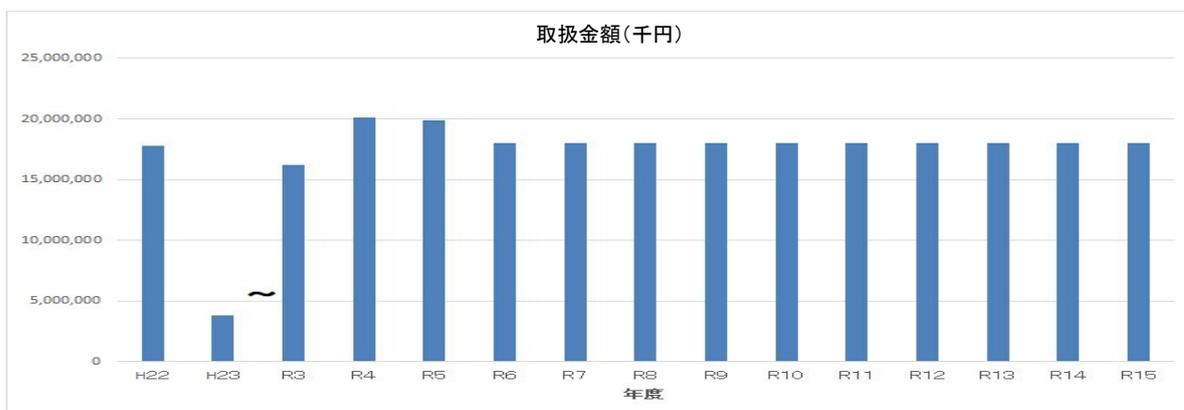
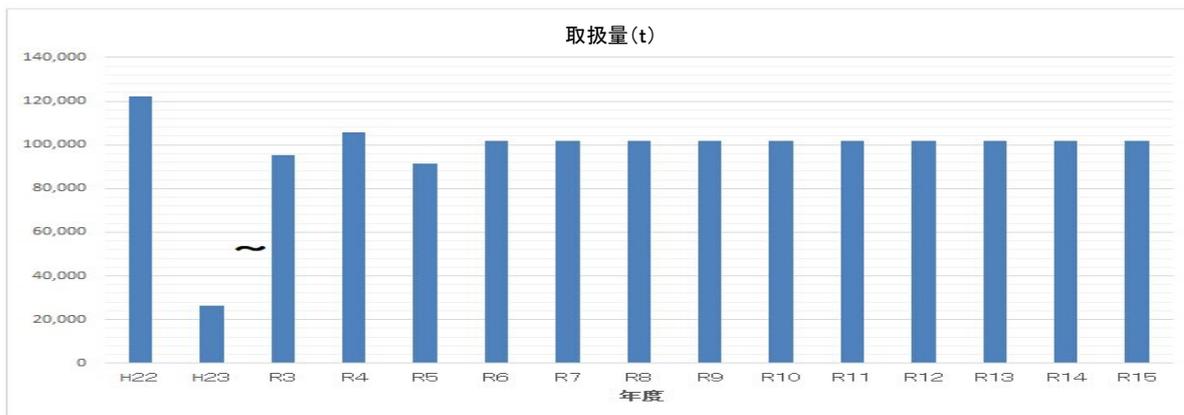
(3) 現在の経営状況

	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
年間取扱量 (t) ※過去3年度分を記載	R3			95,040			95,040
	R4			105,819			105,819
	R5			91,344			91,344
年間税込 売上高 (百万円) ※過去3年度分を記載	年度	野菜	果実	水産物	肉類・鳥類・卵類	その他	合計
	R3			16,145			16,145
	R4			20,049			20,049
	R5			19,710			19,710
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R3	70%	R4	84%	R5	99%	
経費回収率 ※過去3年度分を記載	R3	27%	R4	31%	R5	18%	
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	R3	24%	R4	25%	R5	56%	
有形固定資産原価償却率 ※過去3年度分を記載	R3	17%	R4	19%	R5	21%	
企業債残高対料金収入比率 ※過去3年度分を記載	R3	155%	R4	113%	R5	110%	
<p>(経常収支比率・経費回収率・他会計補助金比率) 経常収支比率は、平成27年度に市場を新設して以降上昇しており、望ましい傾向にある。経費回収率については電子化事業の影響で18%台と低くなった。他会計補助金比率については、電子化事業補助金の影響により56%と高くなった。他会計繰入金に依存した経営状況である。</p> <p>(有形固定資産原価償却率) 施設については、平成27年度に新設されているため、有形固定資産減価償却率は低くなっている。</p> <p>(企業債残高対料金収入比率) 企業債残高対料金収入比率については、今後は減少することが見込まれる。</p> <p>○経常収支比率・・・経常費用が経常収益でどの程度賄えているかを示す数値で、100%以上が望ましいとされている。 ○経費回収率・・・経営状況の健全性を示す数値で100%が良いとされている。 ○他会計補助金比率・・・他会計からの繰入金への依存度を示す数値で低い方が良いとされている。 ○有形固定資産減価償却率・・・資産の老朽化の程度を示すもので、高いほど老朽化が進んでいるとされている。 ○企業債残高対料金収入比率・・・料金収入に対する企業債残高の割合を示す数値で低いほど良いとされている。</p>							

2. 将来の事業環境

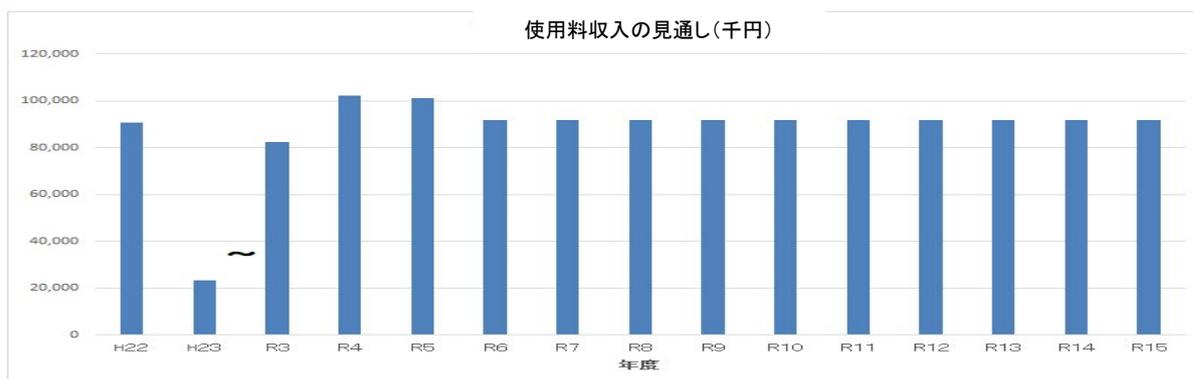
(1) 取扱量(t)の見通し

(現状)
 当市場で取り扱っている水産物は、石巻漁港で水揚げされる水揚品と周辺漁港から陸送で運ばれてくる搬入品となっている。
 東日本大震災以降の本市場の取扱量は、平成29年度の114,214トンピークに減少傾向で推移している状況であり、近年は水揚品及び搬入品ともに減少傾向にある。
 (取扱量の見通し)
 当市場は、東日本大震災により全壊し、平成23年7月からテント式仮設市場で業務を再開し、平成24年3月から仮設市場にて引き続き業務行っており、平成26年8月に新市場の工事に着手し、平成26年7月から部分ごとに供用を開始し、平成27年8月に新市場が全面供用となった。取扱量は震災後、年々増加してきた状況でありましたが、平成29年をピークに減少傾向にあります。これは、海水温の上昇などによる魚種の変化や漁場の変化などによるものが大きな要因であり、ここ数年の取扱量は全国的にも減少傾向となっている。
 今後も漁船誘致を積極的に行うなど水揚数量の増加を目指すのが、地球温暖化等による海況の変化などから大きな増加は見込めないため、今後の見通しにあたっては平成26年度から令和5年度(10年間)までの平均数量とし、現状維持を見込んでいる。
 また、水揚金額についても、平成26年度から令和5年度(10年間)までの平均金額とし、現状維持を見込んでいる。



(2) 使用料収入の見通し

○使用料収入は、条例に基づく水揚金額(取扱金額)の1,000分の5を卸売業者から市場使用料として徴収している。
 市場使用料については、取扱金額のグラフに示した水揚金額に条例に定める率を乗じた使用料となっていることから、水揚金額と比例して現状維持を見込んでいる。



(3) 施設の見直し

この施設は、平成27年度の新設以来10年を迎えようとしており、また、国内最大級の規模で閉鎖型の高度衛生管理型の施設であるため、設備の保守点検費や修繕費など、維持管理経費が年々多くなってきております。
今後、適正な維持管理や長寿命化を踏まえた修繕計画を策定し、経費の削減と平準化を図っていく。

(4) 組織の見直し

現在、当魚市場の管理は、産業部水産課水産物地方卸売市場管理事務所で行っており、職員については、事務職2名、技術職2名、会計年度職員4名の計8名の構成となっている。
引き続き事務事業の見直しや適正配置に努めるとともに、異動に伴い職員が交代しても業務に支障が生じることのないよう、適切な事務引継ぎや情報の共有を図っていく。

3. 経営の基本方針

当市場は、東日本大震災の津波により全壊したことから、新たに、高度衛生管理型の魚市場として整備し、平成27年8月から供用を開始している。当市場は水揚棟の長さが876mあり、魚業種別毎にエリアを分け、エリア毎に優良衛生品質管理市場の認定を取得し「安全・安心」な水産物の供給に努めている。
また、少子高齢化社会を迎えたことによる社会構造の変革や、小売形態の変化、消費の減退、地球温暖化等に起因する海水温の上昇や海況の変化などによる漁獲量の減少等市場を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。
しかしながら、開設以来、市場事業において、市民への安心安全な生鮮食品等の安定供給に資していることから、今後もこの役割を果たしていくために、持続可能な事業を展開していく必要がある。
漁船誘致活動などを積極的に行うことにより、安定した水揚げの確保と経費の縮減に取り組み、経営の健全化を図る。また、施設や設備の維持管理など単年度に集中しないよう長寿命化を図りながら計画的に行っていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	・計画的な施設の維持管理や修繕等を行い長寿命化を図る。

当市場は、平成27年度に高度衛生型管理市場として整備が完了し供用開始した施設であるため、定期的な保守点検(メンテナンス)を中心とした施設維持管理を実施する。
また、大規模な修繕が集中することがないように計画的な施設維持管理に努め、長寿命化を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	漁船誘致活動などを積極的に行い、水揚数量の減少を抑え、現状を維持することにより、使用料収入の安定確保を図る。

市場使用料については、温暖化などによる海水温の上昇や海況の変化に伴い水揚数量が低調に推移していることから、今後も漁船誘致活動に市場関係者とともに積極的に取り組んで行く。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現在の職員体制の人員費については、今後も継続するものとして見込んでいる。
また、施設の適正な管理や修繕を行い維持管理費の経費削減に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	指定管理者制度などの民間活力の導入については、現状検討するまでには至っていないが、今後、指定管理者制度等の民間活力については、必要性が生じた段階で検討を行うこととする。
投資の平準化	施設改修や設備更新などの投資が単年度に集中しないよう計画的に実施します。また、大規模な投資の際には負担の平準化を図るため財源は起債等により行う。
広域化	該当なし
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料	石巻市条例の規定に基づき、卸売市場使用料は水揚げ金額の1,000分の5と定めており、現状の使用料を継続することとしている。しかし、今後の経営状況により適正な使用料単価への改定や経費負担のあり方なども検討する必要があるものの、卸売業者等への経営に直接影響を及ぼす可能性があることから、実施の可否について慎重に検討する必要がある。
企業債	計画期間中において、自主財源で行うことを基本としているが、事業実施内容によっては、改めて起債等の活用も検討する。
繰入金	市場使用料で賄いきれない支出部分に充当するが、繰出基準に基づく金額を一般会計から繰り入れて事業を運営していけるよう経費削減に努める。
資産の有効活用等による収入増加の取組	—
その他の取組	—

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委託料	施設の維持管理費の削減に努めながら、必要最小限に留める。
管理運営費	太陽光発電・蓄電池の設置による経費の低減など管理運営に係る経費について削減を行っているが、今後も経費内容の精査等により削減可能なものについて検討する。
職員給与費	職員給与費については、現体制を維持しつつ事務事業の見直しや適正配置に努める。
その他の取組	—

5. 公営企業として実施する必要性など

<p>事業の意義、提供するサービス自体の必要性</p>	<p>本市基幹産業である水産業を支えている魚市場は、水産物の売買取引の適正化及びその生産並びに流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資している重要な役割を果たしており、今後も事業を継続していく必要がある。</p>
<p>公営企業として実施する必要性</p>	<p>卸売市場は食品の安定的な流通のため公共性の高い重要な役割を担っているため、今後とも機能の保持が必要であることから、公営企業の形態で事業を継続する。</p>

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、改定等に関する事項</p>	<p>毎年度、経営戦略と実績値の比較を行い、5年を目途に適切な事後検証を行うほか、財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合には、随時、見直しを行う。 また、その他の経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢の変化など、市場事業を取り巻く状況に変化がある場合にも随時更新を行い、より効率的な財政計画となるよう随時見直しを行う。</p>
----------------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 3,437	△ 63	△ 145									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	3,500	63										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	63		△ 145									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	63											
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	84	99	98	97	97	97	97	97	97	97	97	97
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	115,200	116,195	105,136	105,136	105,136	105,136	105,136	105,136	105,136	105,136	105,136	105,136
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	130,399	127,242	118,447	108,829	99,066	89,156	79,095	68,882	58,988	47,989	37,303	27,152

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分												
収 益 的 収 支 分	91,703	356,926	87,866	73,755	73,754	73,753	73,745	73,738	73,730	73,721	73,709	73,696
うち基準内繰入金	28,040	107,188	26,743	22,481	22,453	22,423	22,390	22,357	22,324	22,290	22,254	22,218
うち基準外繰入金	63,663	249,738	61,123	51,274	51,301	51,330	51,355	51,381	51,406	51,431	51,455	51,478
資 本 的 収 支 分	50,440	8,657	8,796	9,617	9,763	9,911	10,061	10,213	10,368	10,525	10,685	10,151
うち基準内繰入金	25,220	4,328	4,398	4,808	4,881	4,955	5,030	5,106	5,184	5,262	5,342	5,075
うち基準外繰入金	25,220	4,329	4,398	4,809	4,882	4,956	5,031	5,107	5,184	5,263	5,343	5,076
合 計	142,143	365,583	96,662	83,372	83,517	83,664	83,806	83,951	84,098	84,246	84,394	83,847